

第二十二回 参議院建設委員會會議録第二十一号

昭和三十年七月十四日(木曜日)午前
十時三十五分開会

出席者は左の通り。

理事

石井 桂君
赤木 正雄君

近藤 信一君
武藤 常介君

委員

石原幹市郎君
小澤久太郎君

西岡 ヘル君
横川 信夫君

北 勝太郎君
村上 義一君

湯山 勇君
田中 一君

政府委員

建設政務次官

建設大臣官房長

事務局側

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

菊池 瑞三君

武井 篤君

今井 耕君

石破 二朗君

石破 二朗君

石破 二朗君

石破 二朗君

石破 二朗君

石破 二朗君

石破 二朗君

石破 二朗君

石破 二朗君

石破 二朗君

発議者を代表して田中一君から御説明
をお願いいたします。

○田中一君 たいだいま議題となりまし
た建築士法の一部を改正する法律案に
ついて、発議者の一人として、その提
案の理由並びに内容の概略について御
説明いたします。

建築士法は国民の生命、財産に至大
の關係を有する建築物の災害等に対す
る安全性を確保し、質の向上をはかる
ため、昭和二十五年第七国会において
制定されたものであります。

同法は建築物の設計、工事監理等を
行う建築技術者の資格を定め、その業
務の適正をはかることを内容としてお
ります。五年間の法施行の実績にか
らみ、建築士事務所の業務に関する
規定を整備するため、今回の改正を必
要とするに至った次第であります。

改正の内容について申し上げます
と、第一点といたしましては、建築士
事務所の開張について、都道府県知事
に対する従来の届出を登録に改め、登
録の有効期間を三年とし、引き続き
業を営む者については更新登録を行
うこととしたこととあります。

これは登録を行うことにより不良建築
士事務所を一掃して、建築士の社会的
信用の確保をはかるためであります。

第二点といたしましては、従来、建
築士事務所が届出を必要とする場合
は、業として設計または工事監理を行
うときに限られておりましたものを、
建築士法上建築士の業務とされている
その他の業務、すなわち建築工事契約、

建築工事の指導監督、建築物の調査鑑
定、建築に関する法令に基く手続の代
理の業務を加えまして、建築士事務所
の業務上の責任の明確化をはかったこ
とであります。

次に第三点といたしましては、建築
士事務所の新設の制限に伴い、登録
の申請手続、登録の拒否の場合、登録
簿の公開閲覧、設計図等関係図書を保
存、標識の掲示、登録の取消、抹消の
場合、報告検査等についての規定を、
他の登録制度の例にならうて設け、業
務の適正化をはかったものであります。

最後に第四点といたしましては、法
施行の際現に都道府県知事に対して事
務所の届出をされている者について所要
の経過措置を定め、実施上の円滑を期
したことであります。

以上が改正法律案の内容の概要であ
ります。何とぞ慎重御審議の上、すみ
やかに御可決あらんことを切望する次
第であります。

○理事(石井桂君) 引き続き、内容
の詳細な御説明をお願いいたします。

○田中一君 お手元に差し上げてあり
ますところの資料として、建築士免許
年別集計表、建築士事務所届出数年別
集計表がございます。もう一つの資料
として、改正案と建設業法、宅地建物
取引業法の対照表がございます。大体
要綱で御説明申し上げたように、従来
の届出制を登録制に変えて、不良建築
事務所の一掃を企て、従来の建築士法
になかった業務をこれに加える。当然
これは建築士の業務として定められて

おるものでございますが、詳しくそれ
をこれに盛り込みまして、あとは事務
的な手続の問題を現わしたものでござ
いまして、もしできるならば、内容
がそういう簡単なものでございませう
か、逐条審議の過程に御説明したいと
思います。

○理事(石井桂君) それでは、御質疑
のおありの方は、順次御発言をお願い
いたします。たいだいま政府からは今井
政務次官、石破官房長、小宮建築指導
課長が御出席でございます。

○田中一君 できるならば、こういう
今申し上げたような簡単なものではな
ら、議員提案になっておりますから、
政府にこれに対する質疑を行なってい
ただければもっと内容の的確な御説明
があると思ひますから、一つ政府に向
って御質疑いただくようにお取り計ら
い願ひたいと思ひます。

(理事石井桂君退席、理事赤木正
雄君着席)

この事態を申し上げますと、まあ非常に
率直に申し上げます。この法律を改正
しようという意図は、御承知のように、
たとえば清水市庁舎というものをあ
る学校の先生が設計監理をしている。そ
うしますと、莫大でもない数千万円の設
計勘定というものを取っている。これ
は一心、名目は実験研究という名目で
やっております。しかしながら、数千
万円的设计勘定を取っている。あるいは
各役所の、建設省にもあると思ひま
すけれども、役所の方々が内職に、自
分の権力をもって取るんじゃないで

しょうけれども、一番信頼される技術
を持っているからという理由でありま
しょうが、内職に建築士という資格を
持っているからである。そうしてまあ報
酬をもらっておるのではなからうかと
思う節がたつきございませう。そこでこ
の法律は、報酬をもらってやる場合には
建築事務所を持たなければならぬとい
うことがはつきり建築士法に書いて
あります。書いてありますけれども、
盲点といひますか、この法律も資格法
と業法と二つ織り込んであるために、
その点が資格を持っている者が報酬を
もらわずに仕事をする場合と、資格を
持っている者が業として報酬をもら
いながらその仕事をやっていくというこ
とが、同じものなんです。同じもので
ありながら、今言うように、法律が今ま
での法律ですと、完全にそれが守られ
ない。いわゆる間の建築士事務所的な
行為が建築士の間に行われて、これを
何とかして正しい方向に、間違ひのな
いように、盲点をなくしていかうとい
う考えでもって、立案されたものでご
ざいます。しかしながら、これが改正
されまして、やはり信頼に基くところ
の依頼者というものが、学校の先生
なり、役人なり、建築士の資格を持
っている方々に御依頼することはあり得
ます。あり得ますが、それはどこまで
も報酬をもらわないでやる場合に限る。
報酬をもらう場合には必ず建築士事務
所を持たなければならぬ、かように
規定してあるものでございます。

他の条文につきましては、もうその

形、その目的を、何というか、織り込むための事務的な条文でございませう。実態としてはたゞさんでございませう。現在お手元の資料にありますように、一級建築士の免許を取得している方は、これは資格でございませうが、集計しまして二万二千七百四十一名でございませう。二級建築士の方は四万一千七百六十一名、現在でございませう。そのうち、一級建築士が業として建築士事務所を営んでいるものはどうかと申しますと、一級建築士二万二千七百四十一人に対して、五千三百四十八人にしか過ぎません。そうして二級建築士の場合を御覧になればわかりますように、四万一千七百六十一名の資格を持つていらっしゃるにもかかわらず、業務を営んでいる者は六千七百七十六人しかございませう。その六千七百七十六人と五千三百四十八名だけがこの業務を営んでいるわけでございませう。六万に上るところの方が、やはり同様に報酬をもらいながら、設計監理をしているという実情が明らかになっているのでもございませうから、そこでいわゆる保護法という、業務を営んでいる者を保護するという面もございませうけれども、もしも十分な責任が持てぬものと、あるいは台風の他でもって大きな災害があるのじゃないかという点を考慮いたしまして、この改正を出したわけでございませう。

○村上義一君 賛成者です。で署名しておいて質問するのはどうかと思うのですけれども、今の御説明に関連するのですが、この事務所を設けるについては相当の経費がかかると思うのですが、これは要するに建築士のサービスについてのコストに入っていると思

ますが、このために建築費が非常に高くなると、こういつたようなことはこれはやむを得ない経費だと思ひますけれども、そう大きく響くというようなことはないかどうか、一応その点をお伺ひしたい。

○田中一君 一応建築関係の団体と申しますと、日本設計監理協会というのがございませう。これは多くの一級建築士のうちのお上層部に位するところの者が約百名足らず、百事務所くらい登録されておられます、これなどはさきりと登録といひますか、設計監理の報酬といふものをきめておられます。それからなほ、建設省の方が指導いたしまして妥当なる線といふものが一応出ておられます。それは一つ政府当局から御説明願ひたいと思ひます。

○石井桂君 なお、私からも補足したいと思ひますが、りっぱに事務所を備えておられるのは、このうちの何人でもないと思ひます。自宅を建築士事務所にしていらっしゃる方がおそく九分九厘でございまして、何々ビルのように大きな床面積を、あるいは相当のものを使つて、建築事務所を営んでいるといふのは、もう数かぞえるほどしかございませう。従つて、まあそういうりっぱな事務所を営んでいく人は相当の経費がかかると思ひますが、ここに問題となつてゐる法文についての大部分の人は、自宅の一部を土間にして、そうして机を持ち込み、一人か二人を使つて建築事務所の看板を下げてゐる、そういうのが多いのです。

業なんでもございまして、登録してない者は、他に正業を持っておつて、そして建築士の登録をしている者がつまり非常に数が多いのです。たとえば会社の社員でありまして、会社に使われ月給をもらつてゐて、建築士の登録はするけれども、いわゆる開業をしていない。それから官庁の職員、これもかなり大きな数でございまして、官庁から月給をもらつてゐて、それが正式の職業ですが、建築士の登録はしておる。たとえば、私のときは役所におつたときも建築士の登録はいたしましたが、役所をやめて開業届を出した、こういうようなことで、実際に開業をして、それを専業として御飯を食べているという人は非常に数が少い。で、おそろくここに書いてある二級、一級合計して一万一千といふのが専業でありまして、他の六万から引いた残りの者は兼業の人が多いでしょう。こう思ひます。

○武蔵常介君 地方の実情は大体、事務所を設置してあるのは土建業の兼業者がほとんど大部分です。ところが、県はもとより、それがほとんど二級建築士の免許を取つてゐるのですが、こういうものに新たにこの事務所を設置せよといふことになれば、相当そのに余分な経費もかかり、なお非常に手続やなにかがめんどろになるというやうな関係で、建築士の進んでこれをやるというやうな人が少くなる。その結果、地方々々の建築者に多少の不便を来たさしめるというやうなことがあるのじゃないかと思ひますが、その点はいかがでございませうか。

新しく今度きめません。建築士法の第五章の建築士事務所には、届出の義務は必ずあるやうになっております。たとえば二十三条の二項に「前項に掲げる者が、建築士事務所を移転し、休止し又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届出をしなければならぬ。こうなつておるんです。従つて、今度はその点は改正しております。従来通りでございませう。その届ける、これは旧法でもありまして、今度はそれを登録制にしたにすぎません。従つて、報酬をもらつてその職業をするならば登録をしてくれと、こういう点でございませう。だから、今御質問のやうな、うんと経費がかかるのかなんとかといふことはございませう。現在でも届出をしております。

て、これは税金をとられました。従来までは実験、研究で実費をもらつてやつてゐる場合には、報酬をもらはぬのですから、これは当然税金の対象にならぬのですけれども、あのような大きな問題になりますと、税務署の方もだいたいやかましく言ひまして、たしか税金をとられたやうに伺つております。このやうなことがないやうにしよ。従つて、学校の先生あるいは公務員の諸君が、設計をし、監理をし、届出をするという、この建築士法に盛り込んでおられます仕事をすることは一向差しつかえございませう。ただ、報酬をもらふ場合には、登録して事務所を持たなければならぬ、こういう場合にはつきりさせようといふのがねらいであります。

○武蔵常介君 ちょっと、私からなほ補足いたします。報酬を得てこれを業とする者といふところを落しているやうです。それから、業としないで、実費だといふところで報酬をもらふやうなことは、そこで、業とするといふことが非常に境界の問題になりますけれども、研究と称して一年中やつてゐるやうなもの、まあかかると思ひますが、なかなかそこらの判定はかなりむずかしいことに属するやうに思ひますから、老練ながら、ちよつとつけ加えておきます。

○田中一君 これはもうたくさん事例がございまして、先ほど申しましたやうに、東大教授の岸田日出刀さんが清水の市庁舎の建築をやつた。そうしてこれが相当な、数百万あるいは一千万に近いやうな設計監理費を取つております。これは数億の建築でございませうが、この場合には、いわゆる実験と申しますか、研究所という形でやつて、技術上學問上の研究だといふことになつてゐるのです。しかし、これがやはり税金の方の問題で問題になりま

○武蔵常介君 その判定が非常にやましくなるし、罰則がこういうふうについて参りますと、その間非常にやこしい。何だか、法律ができてかえつて法律を犯すものが多くなるやうな結果を招来しないかといふやうな心配があるのですが、どうですか。

○村上義一君 賛成者です。で署名しておいて質問するのはどうかと思うのですけれども、今の御説明に関連するのですが、この事務所を設けるについては相当の経費がかかると思うのですが、これは要するに建築士のサービスについてのコストに入っていると思

ますが、このために建築費が非常に高くなると、こういつたようなことはこれはやむを得ない経費だと思ひますけれども、そう大きく響くというようなことはないかどうか、一応その点をお伺ひしたい。

○田中一君 これは、そういうことは

新しく今度きめません。建築士法の第五章の建築士事務所には、届出の義務は必ずあるやうになっております。たとえば二十三条の二項に「前項に掲げる者が、建築士事務所を移転し、休止し又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届出をしなければならぬ。こうなつておるんです。従つて、今度はその点は改正しております。従来通りでございませう。その届ける、これは旧法でもありまして、今度はそれを登録制にしたにすぎません。従つて、報酬をもらつてその職業をするならば登録をしてくれと、こういう点でございませう。だから、今御質問のやうな、うんと経費がかかるのかなんとかといふことはございませう。現在でも届出をしております。

て、これは税金をとられました。従来までは実験、研究で実費をもらつてやつてゐる場合には、報酬をもらはぬのですから、これは当然税金の対象にならぬのですけれども、あのような大きな問題になりますと、税務署の方もだいたいやかましく言ひまして、たしか税金をとられたやうに伺つております。このやうなことがないやうにしよ。従つて、学校の先生あるいは公務員の諸君が、設計をし、監理をし、届出をするという、この建築士法に盛り込んでおられます仕事をすることは一向差しつかえございませう。ただ、報酬をもらふ場合には、登録して事務所を持たなければならぬ、こういう場合にはつきりさせようといふのがねらいであります。

○田中一君 その点は、現在あります法律にも罰則は適用されることになっているのです。なっておりますが、つかめないうのですから、そういうことがつかまらないのであって、これは一種のまああらゆる法律の盲点じゃないかと思ふのです。

○村上義一君 この法律案に対する建設省の御意見を、まず伺いたいと思ふのです。

○政府委員(石破二期君) この法案につきましても、まだ十分よく検討いたしておりません。一両日中には政府としての意見を決定しました上で、当委員会にお求めによりまして意見を申し上げる機会もあるかと存じております。ただ、私も担当の者としていたしましては、まだ十分読んでおりませんけれども、当委員会の御意見等も承わった上で、一両日中には態度をきめたいと思ひます。

○村上義一君 ただいままだ検討中に属するから、一両日中に意見をきめたいという官房長のお話であります。これはごもつとも次第であります。従つて、この次にお話をよく伺いたいと思つておられます。

○理事(赤木正雄君) お諮りいたします。この法案に対する政府の御意見はお聞きの通りであります。従つて、この委員会といたしましては、政府の意見は別として、逐条審議をいたしますか、あるいは総体の質問といたしますか、今までの程度で進みますか……

【速記中止】

○理事(赤木正雄君) 速記を起して。○田中一君 一番大きな問題になりますところは、こういう点なんです。今

までの法律には、設計図その他の関係書類を保存しなければならぬ義務はないのです。事務所を持つてゐる者でも、何でもできます。しかし、これが何か事故がありましたときに、その事故といふものを図面によつて、あるいは関係書類によつて、立証できないのです。ですから、今東京にある、都市にあるお宅の住宅といふものは、まあ主として住宅、小店舗といふものは違反建築なんです。しかしながらこれを摘発できないといふところに、今までの法律の欠陥があったと思ふ。今度の改正案では、その点を非常に明らかに現わしてゐる。事務所を持つて、必ず設計図、あるいは関係書類、そういうものを保存しなければならぬ義務を負わしてゐる。従つて、将来大きな台風があつてその家がつぶれるといふ場合、その場合には、その設計を監理した人は必ずその設計図並びに関係書類を持つておられますから、これによつて設計上あるいはその他の業務上の建築の失敗といふか、欠陥があつたか、なかつたかといふことが立証される。そういうことを非常に明らかに表わしておりまして、改正の趣旨がその辺にあるといふことを一つ御了解願ひたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) いかがいいたします。この法案に關しては、設計図その他の関係書類を保存しなければならぬ義務はないのです。事務所を持つてゐる者でも、何でもできます。しかし、これが何か事故がありましたときに、その事故といふものを図面によつて、あるいは関係書類によつて、立証できないのです。ですから、今東京にある、都市にあるお宅の住宅といふものは、まあ主として住宅、小店舗といふものは、違反建築なんです。しかしながらこれを摘発できないといふところに、今までの法律の欠陥があったと思ふ。今度の改正案では、その点を非常に明らかに現わしてゐる。事務所を持つて、必ず設計図、あるいは関係書類、そういうものを保存しなければならぬ義務を負わしてゐる。従つて、将来大きな台風があつてその家がつぶれるといふ場合、その場合には、その設計を監理した人は必ずその設計図並びに関係書類を持つておられますから、これによつて設計上あるいはその他の業務上の建築の失敗といふか、欠陥があつたか、なかつたかといふことが立証される。そういうことを非常に明らかに表わしておりまして、改正の趣旨がその辺にあるといふことを一つ御了解願ひたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) いかがいいたします。この法案に關しては、設計図その他の関係書類を保存しなければならぬ義務はないのです。事務所を持つてゐる者でも、何でもできます。しかし、これが何か事故がありましたときに、その事故といふものを図面によつて、あるいは関係書類によつて、立証できないのです。ですから、今東京にある、都市にあるお宅の住宅といふものは、まあ主として住宅、小店舗といふものは、違反建築なんです。しかしながらこれを摘発できないといふところに、今までの法律の欠陥があったと思ふ。今度の改正案では、その点を非常に明らかに現わしてゐる。事務所を持つて、必ず設計図、あるいは関係書類、そういうものを保存しなければならぬ義務を負わしてゐる。従つて、将来大きな台風があつてその家がつぶれるといふ場合、その場合には、その設計を監理した人は必ずその設計図並びに関係書類を持つておられますから、これによつて設計上あるいはその他の業務上の建築の失敗といふか、欠陥があつたか、なかつたかといふことが立証される。そういうことを非常に明らかに表わしておりまして、改正の趣旨がその辺にあるといふことを一つ御了解願ひたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) いかがいいたします。この法案に關しては、設計図その他の関係書類を保存しなければならぬ義務はないのです。事務所を持つてゐる者でも、何でもできます。しかし、これが何か事故がありましたときに、その事故といふものを図面によつて、あるいは関係書類によつて、立証できないのです。ですから、今東京にある、都市にあるお宅の住宅といふものは、まあ主として住宅、小店舗といふものは、違反建築なんです。しかしながらこれを摘発できないといふところに、今までの法律の欠陥があったと思ふ。今度の改正案では、その点を非常に明らかに現わしてゐる。事務所を持つて、必ず設計図、あるいは関係書類、そういうものを保存しなければならぬ義務を負わしてゐる。従つて、将来大きな台風があつてその家がつぶれるといふ場合、その場合には、その設計を監理した人は必ずその設計図並びに関係書類を持つておられますから、これによつて設計上あるいはその他の業務上の建築の失敗といふか、欠陥があつたか、なかつたかといふことが立証される。そういうことを非常に明らかに表わしておりまして、改正の趣旨がその辺にあるといふことを一つ御了解願ひたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) いかがいいたします。この法案に關しては、設計図その他の関係書類を保存しなければならぬ義務はないのです。事務所を持つてゐる者でも、何でもできます。しかし、これが何か事故がありましたときに、その事故といふものを図面によつて、あるいは関係書類によつて、立証できないのです。ですから、今東京にある、都市にあるお宅の住宅といふものは、まあ主として住宅、小店舗といふものは、違反建築なんです。しかしながらこれを摘発できないといふところに、今までの法律の欠陥があったと思ふ。今度の改正案では、その点を非常に明らかに現わしてゐる。事務所を持つて、必ず設計図、あるいは関係書類、そういうものを保存しなければならぬ義務を負わしてゐる。従つて、将来大きな台風があつてその家がつぶれるといふ場合、その場合には、その設計を監理した人は必ずその設計図並びに関係書類を持つておられますから、これによつて設計上あるいはその他の業務上の建築の失敗といふか、欠陥があつたか、なかつたかといふことが立証される。そういうことを非常に明らかに表わしておりまして、改正の趣旨がその辺にあるといふことを一つ御了解願ひたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) いかがいいたします。この法案に關しては、設計図その他の関係書類を保存しなければならぬ義務はないのです。事務所を持つてゐる者でも、何でもできます。しかし、これが何か事故がありましたときに、その事故といふものを図面によつて、あるいは関係書類によつて、立証できないのです。ですから、今東京にある、都市にあるお宅の住宅といふものは、まあ主として住宅、小店舗といふものは、違反建築なんです。しかしながらこれを摘発できないといふところに、今までの法律の欠陥があったと思ふ。今度の改正案では、その点を非常に明らかに現わしてゐる。事務所を持つて、必ず設計図、あるいは関係書類、そういうものを保存しなければならぬ義務を負わしてゐる。従つて、将来大きな台風があつてその家がつぶれるといふ場合、その場合には、その設計を監理した人は必ずその設計図並びに関係書類を持つておられますから、これによつて設計上あるいはその他の業務上の建築の失敗といふか、欠陥があつたか、なかつたかといふことが立証される。そういうことを非常に明らかに表わしておりまして、改正の趣旨がその辺にあるといふことを一つ御了解願ひたいと思ひます。

の意見を聞くことにいたします。じゃ、この法案については本日はこれをもつて打ち切ります。速記をとめて。

【速記中止】
○理事(赤木正雄君) 速記を始めて下さい。じゃ、本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時八分散会
七月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、建築士法の一部を改正する法律案(田中一君外二名発議)

建築士法の一部を改正する法律案
建築士法の一部を改正する法律案
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八條」に改める。

第八條第二号中「建築物の建築に關し罪を犯す」を「この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して」に改める。

第二十三條を次のように改める。

(登録)
第二十三條 他人の求に應じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に關する事務、建築工事の指導監督、建築物に關する調査若しくは鑑定又は建築に關する法令若しくは條例に基く手続の代理(以下「設計等」といふ。)を行ふことを業としようとする一級建築士又は二級建築士は、一級建築士事務所又は二級建築士事務所を定め

て、その建築士事務所について、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。一級建築士又は二級建築士を使用して、他人の求に應じ報酬を得て、設計等を行ふことを業としようとする者についても、同様とする。

2 前項の登録は、三年間有効とする。

3 第一項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求に應じ報酬を得て、設計等を行ふことを業としようとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。第二十三條の次に次の八條を加える。

(登録の申請)
第二十三條の二 前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者(以下「登録申請者」といふ。)は、左に掲げる事項を記載した登録申請書とその建築士事務所所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 建築士事務所の名称及び所在地
二 一級建築士事務所又は二級建築士事務所としての別
三 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
四 建築士事務所を管理する建築士の氏名及びその者の一級建築士又は二級建築士の別
五 前各号に掲げるものの外、建

設省令で定める事項
2 登録申請者は、政令の定めるところにより、登録手数料を都道府県に納入しなければならない。

(登録の実施)
第二十三條の三 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除く外、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を一級建築士事務所登録簿又は二級建築士事務所登録簿(以下「登録簿」といふ。)に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)
第二十三條の四 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者
二 第二十六條第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者(法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。)

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの

五 建築士事務所について第二十四条の要件を欠く者

2 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合は、その登録を拒否することができ

一 第七條第三号又は第八條各号の一に該当する者

二 第二十六條第二項の規定により建築士事務所について閉鎖の命令を受け、その期間が満了しない者（法人である場合においては、命令のあつた日において役員であつた者を含む。）

三 営業に關し成年者と同じの能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第二十三條の五 第二十三條の三第一項の規定により建築士事務所について登録を受けた者（以下「建築士事務所の開設者」という。）は、第二十三條の二第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を当該

都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二十三條の三第一項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

（廃業等の届出）

第二十三條の六 建築士事務所の開設者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

一 建築士事務所の開設者がその登録を受けた建築士事務所に係る業務を廃止したときは、建築士事務所の開設者であつた者

二 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人

三 建築士事務所の開設者が破産したときは、その破産管財人

四 法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

五 法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

（登録の抹消）

第二十三條の七 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。

2 第二十三條の三第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

（登録簿の閲覧）

第二十三條の八 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（無登録業務の禁止）

第二十三條の九 建築士は、第二十三條の三第一項の規定による登録を受けないで、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

2 何人も、第二十三條の三第一項の規定による登録を受けないで、建築士を使用して、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

第二十四條の次に次の二条を加える。

（圖書の保存）

第二十四條の二 建築士事務所の開設者は、建設省令で定める業務に關する圖書を保存しなければならない。

（標識の掲示）

第二十四條の三 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見易い場所に建設省令で定める標識を掲げなければならない。

第二十六條を次のように改める。

（登録の取消又は建築士事務所の閉鎖）

一 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三條の三第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第二十三條の四第一項各号の一に該当するに至つたとき。

三 第二十三條の六の規定による届出があつて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、左の各号の一に該当する事実がある場合においては、一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十三條の四第二項第一号、第二十三條の四第二項第二号、第二十三條の四第二項第三号に規定する法定代理人が同項第二号に該当する場合を除く。）又は第四号（同項に規定する法人の役員が同項第二号に該当する場合を除く。）に該当するに至つたとき。

二 建築士事務所の開設者が第二十三條の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 建築士事務所の開設者が第二十四條の二又は第二十四條の三の規定に違反したとき。

四 建築士事務所を管理する建築士が第十條第一項の規定により戒告以外の懲戒の処分を受けたとき。

五 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業として行つた行為により、第十條第一項の規定により戒告以外の懲戒の処分を受けたとき。

六 建築士事務所を管理する二級建築士が、第三條の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七 建築士事務所に属する二級建築士が、その属する建築士事務所の業として、第三條の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業として、第三條又は第三條の二の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

九 建築士事務所の開設者又は建築士事務所を管理する建築士がこの法律の規定に基き都道府県知事の処分違反したとき。

十 前各号に掲げるものの外、建築士事務所の開設者がその業務に關し著しく不正な行為をしたとき。

3 第十條第二項から第四項までの規定は、都道府県知事が第一項又は前項の規定による処分をする場合に準用する。この場合において、同条第二項中「当該二級建築士又は二級建築士」とあるのは「当該建築士事務所の開設者」と読み替へるものとする。

第二十六條の二を次のように改める。

（報告及び検査）

第二十六條の二 都道府県知事は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは建築士事務所を管理する建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築

士事務所に入り、図書その他の物件を検査させることがで

きる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十七條を次のように改める。

(省令への委任)

第二十七條 この章に規定するものの外、建築士事務所の登録に關して必要な事項は、建設省令で定める。

第三十五條第四号の次に次の二号を加える。

四の二 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三條の三第一項の規定による登録を受けた者

四の三 第二十三條の九第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五條第六号を次のように改める。

六 第二十六條第二項の規定による建築士事務所の開鎖命令に違反した者

第三十六條中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十三條の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六條の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第三十七條の次に次の一條を加える。

第三十八條 第二十三條の六、第二十四條の二又は第二十四條の三の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律施行の際現に改正前の建築士法第二十三條第一項の規定による届出をして一級建築士事務所又は二級建築士事務所を開設している者は、改正後の同法の規定の適用については、この法律施行の日から六十日間を限り、改正後の同法第二十三條の三第一項の規定によりその建築士事務所について登録を受けた者とみなす。その者が、当該期間内に改正後の同法第二十三條の二第一項の規定によりその建築士事務所について登録の申請をした場合において当該期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七月十三日本委員会に左の案件を付託

された。

一、二級国道線中埼玉県野田地域内の親鳥橋架設に關する請願(第一一〇六号)

一、富山県片貝川砂防工事施行に關する請願(第一一六三三号)

一、新潟市海岸の決壊防止に關する請願(第一二二二二号)

一、利根川支流神流川等の護岸工事施行に關する請願(第一二二四号)

一、静岡県朝比奈川災害復旧工事促進に關する請願(第一三〇九号)

一、鹿児島県財部町街路を都市計画街路事業実施地区に指定するの請願(第一四三二二号)

一、鹿児島県串木野市内國道の舗装工事継続に關する請願(第一四三八号)

一、米軍演習に起因する水害防止対策の請願(第一四四二二号)

第一三〇九号 昭和三十年七月二日受理

静岡県朝比奈川災害復旧工事促進に關する請願

請願者 静岡県志太郡大井川町 吉永 渡谷昇次外四十三名

紹介議員 田中 一君

静岡県朝比奈川は昭和二十九年第十四号台風により大なる損害を受け特に柚木、近江、志母の三橋は、まだ原形復旧にいたらず、ために食糧輸送のトラツクは河原を通行する現状であり、雨期を目前に控えてきわめて憂慮せられる状態におかれてゐるから、すみやかに復旧工事を実施し、志母橋は永久橋として架設せられるとともに、同台風のため損傷を受けた道路及び朝

比奈川護岸を復旧せられたいとの請願。

第一四三二二号 昭和三十年七月五日受理

鹿児島県財部町街路を都市計画街路事業実施地区に指定するの請願

請願者 鹿児島県財部町町長 池袋武夫

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県財部町は、宮崎県城市まで六キロ、日豊本線財部駅を表玄関として東西約一キロの带状に街を形成しており、街の中央部を起点として都城線、庄内線、霧島線等の県道があり、三州パスの運行と町内全域から生産される農産物並びに林産物の搬出にはこれら路線が利用されているが、当路線は幅員四メートルの狭い道路で近年大型バスの運行と機動車の激増に伴い交通量の増大をきたし諸車の対面交通が不可能であるのはもろ論のこと、交通上危険率が多く、かつ経済的に大なる損失をきたしている現状にあるから、本町街路を都市計画街路事業実施地区に指定せられたいとの請願。

第一四三八号 昭和三十年七月五日受理

鹿児島県串木野市内國道の舗装工事継続に關する請願

請願者 鹿児島県串木野市長 平瀬実武外一名

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県串木野市は、さきに遠洋漁業基地として國家的見地からその重要性を認められ第三種漁港の指定を受けた串木野港を有するとともに、これに附帯する造船所、造船工場、製氷工場、水産加工場等各種の生産事業所が多く

これら事業所の製品の陸上輸送を始め、鹿児島、串木野、川内間のバス運行等逐年ひん繁の度を加え、ふくそうする交通事情から折角改修された国道も舗装してないために荒廃の度がいじむしい実情であるから、本年度も国道舗装工事を継続して施行せられたいとの請願。

第一四四二二号 昭和三十年七月五日受理

米軍演習に起因する水害防止対策の請願

請願者 山梨県南都留郡中野村 長 杉浦三代松

紹介議員 廣瀬 久忠君

北富士演習場A地区(一部B地区を含む)は被弾地として主要の地域であり、被弾によりまた戦車、重車両等の縦横の疾走、縦横の道路網のため草原はだか地と化し降雨、降雪の際は、いじむしく保水力を低下したため富士山中腹の原始林の雨水は演習道路を河川のように流下し、山中湖に注水して沿線の耕地及び道路を荒廃し、このままの放置を許されぬ状態となつてゐるから、早急に現地調査の上すみやかに対策を講ぜられたいとの請願。

第一二二四号 昭和三十年七月一日受理

利根川支流神流川等の護岸工事施行に關する請願

請願者 群馬県藤岡市長 福島 元助外三名

紹介議員 石川 榮一君

利根川支流神流川並びにからす川は、水源地並びに上流沿岸地方の荒廃はなはだしく、豪雨の度に多量の土石

が流下し、年とともに河床が上り、夏季雷雨程度の降雨においても濁流岸を浸し、台風等の時季には戦々競々として安んじて生活することができない状態であるから、昭和三十年年度に是非とも右西川の護岸工事を施行せられたいとの請願。

第一二二二号 昭和三十年七月一日 受理

新潟市海岸の決壊防止に関する請願
請願者 新潟市長 村田三郎外一名

紹介議員 西川弥平治君

新潟市の海岸線は、信濃川河口の東西にわたつて延長約九千メートル及び、過去二十年間に百五十メートルから三百メートル欠損後退し最近とみにその速度が増加しこのままに放置できない危険な状態であるから、(一)欠損対策工事は広範囲にわたるため年々僅少の工費をもつては充分その効果を發揮できないばかりか隣接箇所に被害を及ぼすおそれがあるから今後二箇年以内に完成するよう予算措置を講ずること、(二)新潟海岸の欠損は他に類例がないものであるから事業費は全額国庫負担としこれが実現困難であれば防災工事業に対する国の補助率を災害復旧工事の補助率と同程度にすること、等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一六三三号 昭和三十年六月三十日受理

富山県片貝川砂防工事施行に関する請願
請願者 富山県魚津市長 金光 邦三外一名

紹介議員 石坂 豊一君

新潟県片貝川は、古くから常に少量の雨量にもこう水の絶えない河川である上に、戦時中の無統制な山林の伐採に禍された関係もあり、近年奥地一帯はますます崩壊の度を増し、年間の土砂流出量は百万立方メートルにも達し、これがため河床はいちじるしく上昇していわゆる天井川をなしているのであるが、この砂防工事は、あまりにも難事業であるためいまなお放置の状態にあり、毎年雨季に直面すれば多数の沿岸住民はこう水に見舞われ、連年やむことなき苦杯をなめつつある現状であるから、早急に本川の砂防工事を施行せられたいとの請願。

第一一〇六号 昭和三十年六月三十日受理

二級国道線中埼玉県皆野町地域内の親鼻橋架設に関する請願
請願者 埼玉県秩父市長 高野 利兵衛外三名

紹介議員 石川 榮一君

親鼻橋は甲府、熊谷間二級国道路線中最も重要な橋で、埼玉県皆野町地域内に大正三年八月架橋された木橋であるが、架橋以来既に四十一年を経過しその腐朽はなほだしい上、最近交通事情のひん繁と重量の増加のためいよいよ危険の度を増し、特に重量制限のため該橋通過不能あるいは、橋りょうの低下のため交通止めの事故も生じている実情にかんがみ、早急審議の上本橋の新設方について善処せられたいとの請願。